



◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中部分に下線が引かれた部分(以下「移動部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中様式に下線が引かれた部分(以下「移動後部分」という。)が存在しない場合には当該移動部分を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後に改める。

	改 正 後	改 正 前
(別記様式)	<p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入(略)</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 免職</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 懲戒免職の場合</p> <p>地方公務員法第29条第1項並びに県費負担教職員の任免、分限、定年及び懲戒に関する条例の規定により懲戒処分として免職する</p> <p>18～20 (略)</p>	<p>(別記様式)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入(略)</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 免職</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 懲戒免職の場合</p> <p>地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として免職する</p> <p>18～20 (略)</p> <p>IV (任命権者)欄の記入</p> <p><u>発令事項欄記載事項を命ずる年月日と任命権者である新潟県教育委員会名を記入し押印する。</u></p>



